

第3部

当会の具体的支援事例のご紹介

もりおか架け橋の会 事務局

ケース 1 88歳 女性 医療・介護・地域・専門家・当会のネットワークで支援したケース

- ・ 夫は平成6年死亡。一人息子も平成3年に死亡。以後一人暮らし
- ・ 1年ほど前までは買い物、銀行の用事、地域活動への参加などをしていたが、急に身の周りのことができなくなる。
- ・ 息子さんの死後、統合失調症に。その後うつ症状が顕著になり、市内中核病院の神経科へ入院。



- ・ 退院後の生活をどのように確保し、支援するか？関係者によるカンファレンスが行われる。
- ・ メンバーは親戚の方、民生委員、病院看護師、地域包括センター相談員、弁護士、当会代表と支援員2名



- ・ 当面近くの介護施設で食事とデイサービスの利用。自宅での生活の様子を見守っていくことにした。
- ・ 親戚としては支援することは困難であるとして、当会の寄り添い支援サービス契約を行うこととした。
- ・ 当会の支援は自宅の清掃、通院付き添い、買い物支援、金銭管理
- ・ その後、親戚の意向もあり、自宅での生活は困難と判断。自宅近くのサービス付き高齢者住宅への入居が決定。
- ・ 当初は施設を嫌がっていたが、当会支援員がご本人が落ち着くまで身の周りのお世話をし、徐々に施設に馴染んでいく。
- ・ 現在は施設のデイサービスを利用する中で、好きなカラオケを楽しむまで回復。うつ症状等も改善。
- ・ 弁護士により遺言書作成、任意後見契約作成。
- ・ 亡くなった際の葬儀などの祭祀主宰者は当会がお引き受けすることに。

ケース 2

89歳 男性 妻87歳

ご夫婦の身の回りの整理、葬儀等事前決定、生活の支援を行っているケース

- ・ 当会の活動を岩手日報の記事で知り、ご夫婦で契約。
- ・ 数カ所の病院通いをしているため支援を希望。
- ・ 介護度はご本人要支援1、妻が要支援2。特に介護サービスは受けていない。



- ・ ご本人の希望は「元気なうちに身の回りのことを整理しておきたい」こと。
- ・ その後妻の持病悪化で歩行が困難となり、入院することに。



- ・ ご本人が加入している葬儀社と葬儀について事前打ち合わせ。墓所の確認、遺言公正証書作成、自宅の片付けを行った。
- ・ 妻の入院支援を行ったが、退院後は自宅での生活は困難と判断し、ご夫婦での介護施設入居を検討。
- ・ 介護施設の入所支援を行い、妻の退院に合わせて入所が決定。
- ・ 現在、施設から病院への通院支援、買い物支援を主に行っている。
- ・ ご本人の体験談が岩手日報「せん茶ばん茶」のコーナーに掲載された。

ケース3 67歳 女性 医療機関退院後の支援、施設入居費用捻出のため資産整理を支援したケース

- ・両親は他界、兄弟、子供がなく独り暮らし。
- ・糖尿病により入院生活が6ヶ月余りとなる。
- ・介護度は要介護2で車いす生活。他の病院への通院同行、身の回りの世話が必要ということで当会と契約。



- ・糖尿病の影響で白内障もあり、手術を終えた後は他の施設への移転が見込まれている。
- ・しかし、所持金がわずかしか無く、現状での生活費も枯渇して来ている状況。



- ・入院のため空き家にしている自宅の売却をすることとし、今後の施設入居費と生活費を確保することにした。
- ・自宅の家具家財の廃棄と、本人が希望する必要最低限の私物をトランクルームなどへ残置確保。
- ・自宅売却も決定し、相応の一時金を確保。次の入居先への道筋ができた。
- ・病院関係者、ケアマネージャー、当会でカンファレンスを行い、医療対応も行える施設への入居決定。
- ・現在は医療機関の受診を中心に支援を行っている。

ケース4 76歳 女性 医療機関での医療相談に対応したケース

- ・ 夫は数年前に他界。子供もなく、以後独居生活。
- ・ 買い物や身の回りの世話などで親戚を頼っていたが、その親戚の方も病気がちとなり支援が受けられなくなった。
- ・ このため、当会の寄り添い支援サービスを受けたいとのことで、契約を締結する。
- ・ 支援の希望は、特に病院への通院付き添いと買い物の支援である。



- ・ 本人はかかりつけ医より、「肺に異常があるのではないか」との診断を受けていたが、この機会に徹底的に検査をすべきかどうか迷っていた。
- ・ 当会の生活支援員などと協議の結果、やはり放置しておくとも悪化することも懸念されることから、必要な検査を受けることとした。
- ・ 多角的な検査を受けたところ、やはり肺がんであるとの結果が示され、肺の一部の摘出が必要であることから手術を受けることとした。
- ・ その後、無事肺の一部摘出手術を終えて数日で退院となり、引き続きの通院支援や買い物支援を行っている。



- ・ 肺の手術の2週間後夕方、急に下血が生じたと本人から緊急支援の連絡があった。直ちに救急の要請をして当会支援員も搬入先の病院に駆け付けた。病院では入院の必要があるとのことで、その手続きや準備は翌日行うこととなった。
- ・ 精密検査の結果、一週間ほどの入院となった。
- ・ こちらの病院では、特段身元保証の要求は無かったが、緊急連絡先、各種の家族の同意書などは求められたため、実質身元保証人がいない場合は、本人もさることながら病院側も困惑するものと思われた。

ケース5 87歳 女性 介護施設から入居時の身元保証を求められたケース

- ・ 居宅介護支援事業所からの紹介。
- ・ アパートで一人暮らしをしていたが、面倒を見てきた弟さんも体調がすぐれなくなり、老人ホームへの入院を検討していた。



- ・ 入居予定の老人ホームが見つかるものの、弟さんからは身元保証の引き受けや、アパートからの引っ越し、更には今後の本人への支援等については対応できかねるとの申し出があった。そこで、入居予定の老人ホームから当会の寄り添い支援サービス利用についての照会があり、契約することとなった。



- ・ 老人ホームとは身元保証の引き受けを行う一方、アパートからの引っ越し及び不要物の廃棄を業者に依頼し、生活に必要な最低限の物を老人ホームに持ち込むこととした。アパートの退去確認の手続きについては、不動産会社立会いのもと引き渡しを行い、併せて電話、新聞、テレビの解約手続きを行った。
- ・ 以後、引き続き買い物支援と通院支援を行うこととした。
- ・ その後、老人ホームで生活していたある日の朝、看護師がご本人の呂律や挙動で不審な点に気づき、救急車を手配して当会職員と施設職員も搬送先病院に駆け付けたところ、脳梗塞の診断であった。
- ・ 当会では入院とそれに伴う身元保証手続きを行い、施設職員は着替えなどの準備を行うこととした。
- ・ 二週間ほどで退院となり、現在は施設と連携し、通院と金銭管理を含めた支援を行っている。

ケース6 85歳 女性 司法書士との連携のケース

- ・夫は10数年前に他界、長男次男も20年前に相次いで他界。以降独居生活を続けている。
- ・また、頼りにしていた姪や親戚の方も亡くなってしまったため、司法書士に遺言作成、任意後見人及び遺言執行者を依頼していた。
- ・今回、その司法書士より、司法書士が対応できない生活支援や葬送支援、死後事務支援についてを当会に依頼したい旨の相談があった。



- ・ご本人の最大の心配は「自分が亡くなった時に誰が埋葬してくれるのか」ということであった。
- ・当会では、葬送支援を含めた、司法書士が対応できない支援を行い、役割分担をすることで、司法書士立会いのもと、契約を締結した。



- ・その後、菩提寺を訪問し、葬儀とお墓の管理をどのようにすればよいのか、お布施はいくらくらいになるか相談をした。
- ・お寺からは、火葬、葬儀、納骨等それぞれの内容とお布施について説明を受け、お墓については撤去不要との説明を受け、ご本人も納得した。
- ・お布施等について、事前に支払いたい旨をお伝えしたが、前金では受け取れないとのこと。司法書士とも協議し、当会でお預かりしておくこととなった。

ケース7 75歳 女性 積極的な終活の一環として入会されたケース

- ・ 兄弟は亡くなっているか高齢のため、誰にも迷惑をかけたくないので元気うちに全てを処理しておきたいとのことで当会に相談。
- ・ ご本人はまだ元気で、車の運転もされていて、今すぐの生活支援は必要ない状況。
- ・ 本人、兄弟の希望は、財産については甥に相続させたいとのこと



- ・ 財産の相続については、公正証書遺言を作成することを提案した。
- ・ 遺言の内容は
 - ①一切の財産を甥に遺贈
 - ②本人が亡くなった際の祭祀主宰者は甥を指定
 - ③遺言執行者はもりおか架け橋の会を指定
 - ④墓所は菩提寺とする



- ・ 遺言書の作成により、亡くなった際の財産、葬儀、墓所のことが決まった。
- ・ 今後は、ご本人の認知症などに備えて任意後見制度について相談をしていく予定。

ケース 8 73歳 男性 入会の相談直後の入院に対応したケース

- ・ 30歳代で離婚し、以降単身生活で関東方面で仕事をし、退職後は盛岡でマンション購入。
- ・ 子供は3人だが、離婚以後音信不通となっている。
- ・ 当会の新聞広告やホームページを見て、来所相談。契約することとなり、数日後を契約予定日とした。



- ・ 来所された週明け、契約予定日の前日にご本人から電話が入り、血尿が出て緊急入院されたとのことで、契約前ではあるが支援してほしいとの連絡を受ける。
- ・ 当会では契約を前提としていたことから直ちに支援を行うこととし、入院手続きと、ご本人の自宅に赴き必要な着替えや日用品の準備を行った。
- ・ 相談にいらっしゃった際にも当会サービスの説明はしていたものの、すぐに支援が開始されることとなり、ご本人からは「そんなことまでお願いできるの？」とご安心を頂けた。



- ・ 今後はご本人の退院後の支援を行うとともに、相続人調査、遺言書作成、葬儀・墓所の決定などを進め、一人暮らしが難しくなった後の生活について、ご意向を確認して行く予定となっている。

ケース 9 判断能力の低下で契約等の締結不能の事例

- 事例 1 : 93歳男性で入院中。面倒を見ている甥から相談があり、不動産の処分、お墓、相続、遺言について手続きしたいとのこと。その後しばらく連絡が無かったが、数か月後に甥から「本人の判断能力が低下してきているので手続きを早急にしたい」との申し出があり、早速、弁護士を紹介し、弁護士事務所と病室をオンラインでつなぎ本人の遺言の意思確認を行うこととした。
当日、本人・甥・看護師と弁護士とオンライン面談をしたが、本人の意思確認は全く無反応状態で、残念ながら弁護士からも手続き不能と告げられた。不動産処分や遺言、当会との契約も全て不可能となった。
- 事例 2 : 90歳代男性で一人暮らしの方。司法書士より紹介で、コロナの状況が落ち着いた頃に当会と契約したいとのこと。3ヶ月ほど経過し、司法書士が本人に連絡し、当会との契約について打診したところ、「全くそのようなことは身に覚えがない。大体にしてあなたはどこのどなたか？」と告げられたとのこと。急に認知症が進んだものと思われ、今回の契約は無理であるとの判断となってしまった。
- 事例 3 : 施設職員からの紹介。遠隔地の親戚が身元保証人であるが、本人の認知機能が低下しており、当会に金銭管理を依頼したいとのこと。当会では金銭管理だけの契約は行っていない事、サービス全体の説明を本人、親戚、施設の方にも行う必要がある旨を伝え、更に意思能力が著しく低下している状況ではそもそも契約ができないことを伝えた。
- 事例 4 : 北海道にいる娘さんからの相談。精神科の病院に入院中で認知症も進んでいるので契約したいとのこと。その後認知症グループホームに入居となり、家族で世話ができなくなった時にまた相談したいとのことだったが、判断能力低下の状況では契約できない旨を伝え、法定後見人の下で「寄り添い支援サービス」契約を締結することも考えられるとのアドバイスを行った。